

藤沢市都市マスタープランにおける新たな指標(案)

| 都市づくりの基本方針           | 基本方針の<br>主な関連項目 | 分野別計画等      | 指標 ( 単位 )                              | 設定趣旨   | 前回値         | 現状値         | 目標値<br>(目標年度) |
|----------------------|-----------------|-------------|--|--|-------------|-------------|---------------|
| 1. 13地区別まちづくり        |                 | 立地適正化計画     | 市街化区域内におけるDID(人口集中地区)の割合(%)            | 各地区のまちづくり事業の充実による地域の魅力向上、人口の維持   | 93.9%(H12)  | 95.9%(H22)  | 95%(H48)      |
|                      |                 | 市民満足度調査     | 市民の意識が高く、市民参加型の地域づくりが進んでいること。(%)       |  | 43.7%(H23)  | 42%(H27)    | -             |
| 2. 活力を生み出す都市づくり      |                 |             | 商業吸引力(%)                               | 商業基盤の充実や交通体系の構築(都市拠点形成、公共交通の充実)等が図られることによる、都市の魅力向上   | 108.3%(H19) | 110.2%(H24) | -             |
|                      |                 | 国勢調査        | 夜間人口・昼間人口の比率(%)                        | 都市基盤整備が充実することによる商業・工業の発展(雇用の充実):昼間人口の増<br>交通体系や緑といった居住環境の向上:夜間人口の増<br>(自立した都市をめざしつつ、横浜・東京との距離感を考えると、現状数値程度が維持されるべきと考えている。) | 94.9%(H17)  | 93.2%(H22)  | -             |
| 3. 低炭素社会構築に向けた都市づくり  |                 | 緑の基本計画      | 緑地の確保率(%)                              |  | 25.8%(H23)  | 25.4%(H27)  | 29%(H42)      |
|                      |                 | 地球温暖化対策実行計画 | 温室効果ガスの削減率(%)                          | 公共交通の充実による自家用自動車利用の減少や公園整備、緑の保全による環境の向上  | 20.1%(H20)  | 26.6%(H24)  | 40%(H34)      |
| 4. 災害に強く安全な都市づくり     |                 | 耐震改修促進計画    | 住宅の耐震化率(%)                             |  | 74.4%(H23)  | 88.4%(H27)  | 95%(H32)      |
|                      |                 | 道路整備プログラム   | 都市計画道路整備率(%)                           |  | 72.3%(H22)  | 76.3%(H27)  | 100%          |
| 5. 美しさに満ちた都市づくり      |                 | 市民満足度調査     | まちと自然環境の調和がとれていること。(%)                 |  | 66.8%(H23)  | 66.5%(H27)  | -             |
|                      |                 | 交通マスタープラン   | 身近な暮らしを支える交通環境の充実(最寄り駅まで15分圏域の人口割合(%)) | 地域公共交通の充実、はしご型の交通軸の形成が図られることによる交通利便性の向上  |             | 72%(H26)    | 90%(H42)      |
| 6. 広域的に連携するネットワークづくり |                 | 交通マスタープラン   | 藤沢駅まで30分圏域の人口割合(%)                     | 鉄道駅周辺の交通結節機能の強化、はしご型の交通軸(鉄道網・道路網)の形成が図られることによる交通利便性の向上   |             | 84%(H26)    | 90%(H42)      |
|                      |                 | 観光振興計画      | 年間観光客数(万人)                             | 産業や景観の向上、広域的な交通環境の充実等による都市の魅力向上  | 1541万人(H22) | 1834万人(H27) | 2000万人        |

|         |                |   |                                |
|---------|----------------|---|--------------------------------|
| その他の指標  |                | 産業系土地利用と住居系土地利用の比率(都市計画基礎調査)              | 製造品出荷額(工業)                     |
|         |                | 公共交通分担率(パーソントリップ調査)                       | 津波避難訓練参加者数                     |
|         |                | 景観形成地区及び特別景観形成地区の数(景観計画)                  | 処理人口普及率比率(下水道)                 |
|         |                | 一人当たりの(公園)面積比率(m <sup>2</sup> /人)(緑の基本計画) | 在宅ねたきり高齢者の割合                   |
|         |                | 消防(救急)の到達時間(分)                            | 介護保険利用者(高齢者)の割合                |
|         |                | 補修実施橋りょう数(橋りょう長寿命化修繕計画)                   | 都市計画税額                         |
| 市民満足度調査 | 都市像1           | 郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～             | 誰もが快適に暮らせ、居心地の良いまちであること。       |
|         | 都市像2           | 郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～             | 子どもが大人になっても愛着の持てるまちであること。      |
|         | 基本目標1          | 安全な暮らしを守る                                 | 災害に対して、市民が不安なく暮らせるまちであること。     |
|         | 基本目標2          | 文化・スポーツを盛んにする                             | 地域の記憶や文化が継承され、発展すること。          |
|         | 基本目標3          | 豊かな環境を創る                                  | まちと自然環境の調和がとれていること。            |
|         | 基本目標4          | 子どもたちを守り育む                                | 子どもを安心して育てられる環境があること。          |
|         | 基本目標5          | 健康で安心な暮らしを支える                             | 保健、医療、福祉、健康などの生活環境が整い暮らしやすいこと。 |
|         | 基本目標6          | 地域経済を循環させる                                | 産業の活力を高め、地域が元気になること。           |
|         | 基本目標7          | 都市基盤を充実する                                 | 移動や利用にあたり、誰でも利用できる道路や施設であること。  |
| 基本目標8   | 市民自治・地域づくりを進める | 市民の意識が高く、市民参加型の地域づくりが進んでいること。             |                                |

### 他市の指標に関する取組状況

・県内各市町及び東京23区では、都市マス内への数値目標の設定はしていない。(記載なし)

(進行管理)

- ・茅ヶ崎市、鎌倉市は、事業ごとの進捗状況の確認を行っている。
- ・平塚市は、個々の部門別計画で行っており、都市マスとしては行っていない。
- ・大和市は、事務事業評価を活用して行っており、各事業を都市マスの分野(土地利用・交通・防災等)に割り振り、評価としている。
- ・横須賀市は、見直しの際に、「できるだけ客観的な指標を用いて、進捗状況を検証できるようします。」と記載。

## ■特色ある市町村マスタープラン一覧

### <集約型都市構造の実現>

| 市町村名 | 特徴                            | 概要  |
|------|-------------------------------|---|
| 夕張市  | 段階的な集約化のプロセスを記載               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来都市構造の再編プロセスを図と文章で明記。</li> <li>・長期的には、既存ストックが集積している南北軸に市街地を集約し、その他の地区では自然環境共生型のライフスタイル等が展開する場としての活用等を検討。</li> <li>・当面は、地区ごとに市営住宅の再編・集約化を中心に市街地のコンパクト化を図る。</li> </ul>                 |
| 柏市   | 低炭素まちづくりに係わる方針やアクションエリア等を記載   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素まちづくりを推進するため、「省CO2まちづくり計画」による対策を記載。</li> <li>・具体的な方策として、アクションエリアの設定、環境配慮計画の義務付け、金銭的インセンティブの検討を記述。</li> </ul>   |
| 横須賀市 | 縮退が見込まれる地域の場所・環境改善方針を具体的に記載   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用の類型と配置方針」において、縮退が見込まれる地域を、低密度化・環境改善を図る地域として、土地利用誘導方針図上に具体的に明示。</li> <li>・同地域の土地利用方針として低密度化の誘導や縮退による空地等を活用した修復・改善について明記。</li> </ul>   |
| 浜松市  | 市街化調整区域における居住・工業機能の集約化等の方針を記載 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域において「郊外居住地域」を設定し、その域内での集約と域内から市街化区域等市街地への移転とを促すことを記載。</li> <li>・他都市への既存工場移転を防ぐため、郊外地に「郊外産業地域」を設定し、その域内では工業系土地利用を担保することを記載。</li> <li>・これらの実現に向けて、開発許可制度や地区計画等の活用を記載。</li> </ul> |

### <計画のプロセスなど時間軸を意識>

| 市町村名 | 特徴  | 概要  |
|------|---|---|
| 文京区  | 将来決定を予定している高度地区の方針を都市計画素案公表に先立って記載        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物の高さに関する方針」において、「都市型高層市街地」「低中層市街地」等市街地の属性を区分し、当該区分ごとに高さに関する設定方針を定め、建築物の高さの最高限度の誘導方針を方針図とともに都市計画の素案の作成に先立って記載。</li> </ul>   |
| 武蔵野市 | 大規模な企業地等について、将来、現行の土地利用の維持が困難となった場合の方針を記載 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の都市計画法施行以前から立地している大規模な企業地や公共公益施設について「特定土地利用維持ゾーン」として設定。</li> <li>・「特定土地利用維持ゾーン」では、現在の土地利用の維持、保全を図るとともに、これが維持できず土地利用の転換が起こりそうになった場合には、まちづくり条例に基づき、地権者等への協議を求め周辺を含めたまちづくりに貢献するよう誘導することを明記。</li> </ul> |
| 名古屋市 | まちづくりの評価指標やPDCAについて記載                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価指標として、駅そば生活圏(駅から概ね800m圏内)の将来(2020年)の人口比率を記載。交通、緑・水、住宅・住環境、低炭素・エネルギーの関連する個別計画の達成目標を参考に記載。</li> <li>・都市計画マスタープランのP(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:評価)、A(Action:見直し)を記載。</li> </ul>                         |
| 京都市  | 地域ごとのまちづくりの熟度に応じた地域レベルの構想を記載              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域※ごとのまちづくりについて、地域の将来像とまちづくりの方針を随時都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として位置づけ。</li> <li>※地域:多様な主体で創られた共通の将来像を持ち、都市計画の支援などによってまちづくりを推進していく範囲</li> <li>・「地域まちづくり構想」を、地域のまちづくりの熟度に応じて、随時追加・見直し。</li> </ul>            |

出典：国土交通省ホームページ

まちづくりの評価指標やPDCAについて記載

名古屋市都市計画マスタープラン

- 評価指標として、駅そば生活圏（駅から概ね800m圏内）の将来（2020年）の人口比率を記載。交通、緑・水、住宅・住環境、低炭素・エネルギーの関連する個別計画の達成目標を参考に記載。
- 都市計画マスタープランのP（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：評価）、A（Action：見直し）を記載。

【マスタープランの構成】

- 1 策定にあたって
- 2 長期的視点に立ったまちづくりに向けて
- 3 めざすべき都市の姿
- 4 まちづくりの方針
- 5 分野別構想
- 6 戦略的まちづくりの展開
- 7 地域まちづくりの推進
- 8 評価・見直しの方針



【該当部分の引用】（※特色ある該当箇所を赤字下線で表示）

■評価・見直しの方針（8より引用）

□評価指標

都市計画マスタープランでは、長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示す。今後、まちづくりを進める中でその評価を行い、次期都市計画マスタープランの検討に反映する。

評価は、まちづくりの方針（都市構造）に対応する指標を下記の通り設定し行う。

| めざすべき都市の姿               | まちづくりの方針（都市構造） | 評価指標【】は現況値                          |
|-------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 人・まち・自然が<br>つながる交流・創造都市 | 集約連携型都市構造の実現   | 駅そば生活圏人口比率※<br>70% 【67%】<br>H32 H22 |

※駅そば生活圏人口/全市人口

なお、分野別構想の「交通」「緑・水」「住宅・住環境」「低炭素・エネルギー」については、**関連する個別計画等において、いくつかの達成目標を設定**している。都市計画マスタープランに関連がある達成目標のうち1つを抜粋して、参考に記載する。

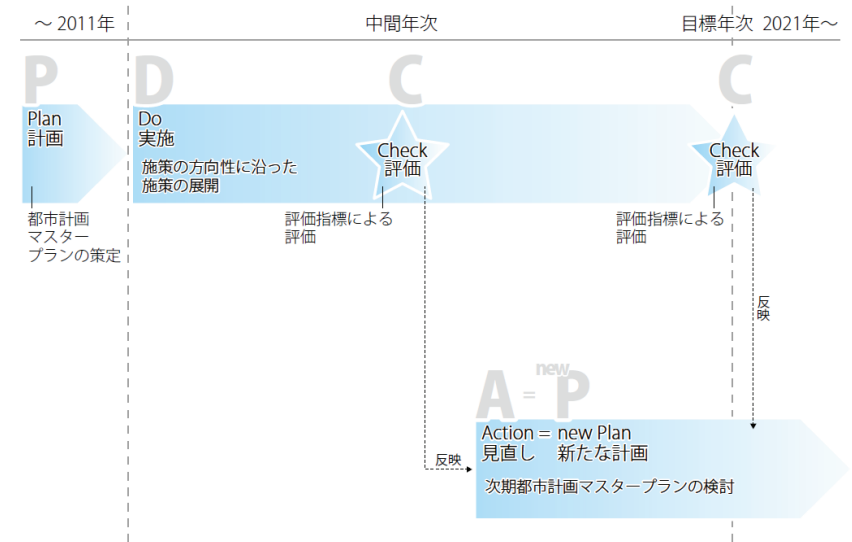
| 分野別構想     | 個別計画名          | 達成目標（抜粋）【】は現況値                                    |
|-----------|----------------|---|
| 交通        | なごや新交通戦略推進プラン  | 市内の鉄道及び市バス1日あたり乗車人員合計<br>239万人 【227万人】<br>H32 H21 |
| 緑・水       | なごや緑の基本計画2020  | 緑被率<br>27% 【23.3%】<br>H32 H22                     |
| 住宅・住環境    | 住生活基本計画        | 駅から500m圏内の居住世帯のある住宅の割合<br>37% 【34.4%】<br>H30 H20  |
| 低炭素・エネルギー | 低炭素都市なごや戦略実行計画 | 低炭素モデル地区<br>2地区程度 【0地区】<br>H32 H22                |

□PDCA

都市計画マスタープランのP（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：評価）、A（Action：見直し）は、下記の通りである。

中間年次および目標年次（2020年）において「評価指標」（前ページの表の網掛け部分）により評価を行う。また、関連する個別計画の達成状況を参考にしながら下表の「まちづくりの方針」の妥当性を検証し、次期都市計画マスタープランの検討を進める。

| めざすべき都市の姿  | まちづくりの方針                       |
|------------|--------------------------------|
| やすらぎのある暮らし | 暮らしやすさを実感できる「安心・安全・便利な生活環境づくり」 |
| ときめきのある暮らし | 名古屋大都市圏を牽引する「交流・創造的活動の場づくり」    |
| うるおいのある暮らし | 持続可能な社会を支える「低炭素・自然共生都市づくり」     |



◆策定時期：平成23年12月

◆参考URL：<http://www.city.nagoya.jp/>

◆問合せ先：名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課